

児童通所支援に係る利用者負担額の多子軽減制度拡大について

平成28年4月からの児童福祉法施行令の改正により、多子軽減制度の対象者が拡大されました。

多子軽減の対象者

第一子が

幼稚園・特別支援学校の幼稚部
認可保育所（認証保育所、認定保育所、病後児保育施設は対象外）
児童心理治療施設・認定こども園
のいずれかを通所（通園）
児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援
のいずれかの支給決定がある場合、
特例保育、若しくは家庭的保育事業等による保育を受ける児童

のいずれかを利用した場合。

年収が約360万円未満で、区民税所得割合額が77,101円未満（非課税、生活保護世帯を除く）の世帯で通所給付決定保護者と生計を一にする子がいた場合。

又は に該当し、同一世帯にいる第2子以降であるものが、

児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援

のいずれかを利用した場合、利用者負担額が以下の通りになります。

多子軽減措置による利用者負担額

多子軽減措置の対象者	児童通所支援の利用者負担額
又は に該当した第2子である児童	総費用額の5 / 100を乗じて得た額 (利用者負担額の約1 / 2)
又は に該当した第3子である児童	0円

申請いただかないと対象になりませんので、対象の有無を各相談係にお問い合わせください。